

令和3年度

五島市補正予算（案）資料
（9月定例会 追加議案）

（第6回補正）

《目次》

○ 令和3年度	第6回補正予算（案）総括表	1 頁
○ 令和3年度	一般会計補正予算目的別内訳	2 頁
○ 令和3年度	一般会計の事業総括表	3 頁
○ 令和3年度	一般会計の事業内容（個別表）	4 ～ 6 頁

長崎県五島市

令和3年度 第6回補正予算（案） 総括表

令和3年9月24日提出（追加）
五島市総務企画部財政課

会計別補正額

会 計 名		補 正 前 額	補 正 号 数	補 正 額	補 正 後 額	対前年度 同期比較
一 般 会 計		30,794,896 千円	6 号	231,189 千円	31,026,085 千円	△13.7 %
特 別 会 計	国民健康保険事業	6,086,229 千円		0 千円	6,086,229 千円	△1.5 %
	事業勘定	5,639,889 千円		0 千円	5,639,889 千円	△1.0 %
	直営診療施設勘定	446,340 千円		0 千円	446,340 千円	△7.1 %
	介護保険事業	5,942,972 千円		0 千円	5,942,972 千円	0.9 %
	事業勘定	5,898,668 千円		0 千円	5,898,668 千円	0.9 %
	介護サービス事業勘定	44,304 千円		0 千円	44,304 千円	4.2 %
	後期高齢者医療	559,046 千円		0 千円	559,046 千円	9.4 %
	診療所事業	64,919 千円		0 千円	64,919 千円	1.2 %
	大浜財産区	9,381 千円		0 千円	9,381 千円	10.8 %
	本山財産区	4,180 千円		0 千円	4,180 千円	82.5 %
	下水道事業	6,925 千円		0 千円	6,925 千円	17.5 %
	公設小売市場事業	1,716 千円		0 千円	1,716 千円	△48.0 %
	港湾整備事業	33,607 千円		0 千円	33,607 千円	29.8 %
	交通船事業	16,893 千円		0 千円	16,893 千円	△5.5 %
	土地取得事業	10,725 千円		0 千円	10,725 千円	△73.0 %
特別会計 小計	12,736,593 千円		0 千円	12,736,593 千円	△0.1 %	
合 計		43,531,489 千円		231,189 千円	43,762,678 千円	△10.0 %
水 道 事 業 会 計		1,523,621 千円		0 千円	1,523,621 千円	△9.8 %
収益的支出		1,042,407 千円		0 千円	1,042,407 千円	△8.9 %
資本的支出		481,214 千円		0 千円	481,214 千円	△11.5 %

（注）対前年度同期比較は、補正後予算額を前年度9月の補正後予算額と比較した増減率

令和3年度一般会計補正予算（第6号）

【目的別内訳】

【歳入】

款	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	予算 構成比
1 市税	3,398,916 千円	0 千円	3,398,916 千円	11.0 %
2 地方譲与税	238,935 千円	0 千円	238,935 千円	0.8 %
3 利子割交付金	2,706 千円	0 千円	2,706 千円	0.0 %
4 配当割交付金	7,073 千円	0 千円	7,073 千円	0.0 %
5 株式等譲渡所得割交付金	4,658 千円	0 千円	4,658 千円	0.0 %
6 法人事業税交付金	9,606 千円	0 千円	9,606 千円	0.0 %
7 地方消費税交付金	678,462 千円	0 千円	678,462 千円	2.2 %
8 ゴルフ場利用税交付金	4,228 千円	0 千円	4,228 千円	0.0 %
9 環境性能割交付金	13,022 千円	0 千円	13,022 千円	0.0 %
10 国有提供施設等所在市助成交付金	23,620 千円	0 千円	23,620 千円	0.1 %
11 地方特例交付金	15,543 千円	0 千円	15,543 千円	0.0 %
12 地方交付税	13,338,000 千円	0 千円	13,338,000 千円	43.0 %
13 交通安全対策特別交付金	4,089 千円	0 千円	4,089 千円	0.0 %
14 分担金及び負担金	85,432 千円	0 千円	85,432 千円	0.3 %
15 使用料及び手数料	287,344 千円	0 千円	287,344 千円	0.9 %
16 国庫支出金	3,928,940 千円	59,447 千円	3,988,387 千円	12.9 %
17 県支出金	3,493,390 千円	61,401 千円	3,554,791 千円	11.5 %
18 財産収入	53,488 千円	0 千円	53,488 千円	0.2 %
19 寄附金	319,764 千円	0 千円	319,764 千円	1.0 %
20 繰入金	1,066,546 千円	110,341 千円	1,176,887 千円	3.8 %
21 繰越金	1 千円	0 千円	1 千円	0.0 %
22 諸収入	494,933 千円	0 千円	494,933 千円	1.6 %
23 市債	3,326,200 千円	0 千円	3,326,200 千円	10.7 %
歳入合計	30,794,896 千円	231,189 千円	31,026,085 千円	100.0 %

【歳出】

款	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	予算 構成比
1 議会費	192,158 千円	0 千円	192,158 千円	0.6 %
2 総務費	4,403,479 千円	0 千円	4,403,479 千円	14.2 %
3 民生費	8,637,878 千円	0 千円	8,637,878 千円	27.9 %
4 衛生費	3,169,489 千円	6,054 千円	3,175,543 千円	10.2 %
5 労働費	23,710 千円	0 千円	23,710 千円	0.1 %
6 農林水産業費	2,828,182 千円	0 千円	2,828,182 千円	9.1 %
7 商工費	1,955,660 千円	225,135 千円	2,180,795 千円	7.0 %
8 土木費	1,687,084 千円	0 千円	1,687,084 千円	5.4 %
9 消防費	1,002,943 千円	0 千円	1,002,943 千円	3.2 %
10 教育費	2,904,240 千円	0 千円	2,904,240 千円	9.4 %
11 災害復旧費	23,946 千円	0 千円	23,946 千円	0.1 %
12 公債費	3,922,642 千円	0 千円	3,922,642 千円	12.7 %
13 諸支出金	3,485 千円	0 千円	3,485 千円	0.0 %
14 予備費	40,000 千円	0 千円	40,000 千円	0.1 %
歳出合計	30,794,896 千円	231,189 千円	31,026,085 千円	100.0 %

事業内容【個別表】

1 事業名 中学生以下の子ども等へのPCR検査費用助成事業

2 事業概要

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中、子どもへの感染事例が増加していることから、子どもの学びの場を確保し、安心して学校生活等が送れるようPCR検査に係る検査費用を助成するため、検査費用等6,054千円を計上する。

【1】事業内容

① 助成対象者

五島市に住民票があり、下記(1)～(3)のいずれかに該当する方で、検査を受ける日の14日前までに「五島市へ転入された方」、又は「医療機関への通院、学校行事や部活動、スポーツ大会への参加のため市外を訪れた方」。

ただし、発熱等の症状がなく検査を希望される方に限る。

(1) 12歳未満の方

(2) 12歳以上の小・中学生で、次のいずれかに該当する方

ア 新型コロナワクチンの接種予定日未到来で接種を受けていない方

イ 新型コロナワクチンの接種を受けることができない方

ウ 新型コロナワクチンの2回目の接種後14日を経過していない方

(3) 小・中学校に勤務する方で、新型コロナワクチンの接種を受けることができない方（「医療機関への通院」による場合を除く。）

② 助成対象期間

令和3年10月1日～12月27日

・長崎県の新型コロナウイルス感染段階が県下全域で「ステージ1」の期間を除く。

・ただし、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の実施区域を訪れた方は、対象期間を通じて助成対象とする。

③ 助成額

検査費用の全額（1人につき2回まで）

④ 事業費

6,054

 千円

(1) 検査費用助成 400件×15,000円=6,000,000円

(2) 事務費 54,000円

3 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	左の財源内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0	0	0	0	0
今回補正額	6,054	0	0	0	0	6,054
計	6,054	0	0	0	0	6,054

4 今回補正予算書対象頁

(単位：千円)

予算書	区分	款	説明	予算額	摘要
7頁	歳出	衛生費	予防費 (需用費、役務費、委託料)	6,054	-

5 担当課 福祉保健部 国保健康政策課

事業内容【個別表】

1 事業名 事業継続支援金給付事業

2 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、飲食店等に対して営業時間短縮が要請され、併せて不要不急の外出自粛など人の移動が制限されたことから市内経済も大きな打撃を受けている。

このことから、事業の継続と雇用の維持を支援するため、売上が減少した市内事業者（法人及び個人）に対し、事業継続支援金を給付するための経費176,835千円を計上する。

【1】事業内容

- ① 対象業種
 - ・ 全業種（本店または主たる事業所を市内に置く法人または個人事業主）
- ② 支給要件
 - (1) 県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、下記①、②のいずれかにより、令和3年8月または9月の売上が前年同月または前々年同月と比較して、20%以上減少していること。
 - ① 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接または間接の取引があること
 - ② 不要不急の外出・移動自粛要請による直接的な影響を受けたこと
 - (2) 今後も事業を継続する意思があること。
 - (3) 市税の滞納がないこと。（分納誓約書を提出し履行している方を含む）
 - (4) 営業時間短縮要請協力金を受給していない（しない）こと。
- ③ 支援金額
 - ・ 支援金 上限10万円×2月
 <算出方法> 各月の売上を、それぞれ前年同月または前々年同月と比較して、20%以上減少した月における減少額（上限10万円/月）の合計額
- ④ 申請期間
 - ・ 令和3年10月11日～11月30日
- ⑤ 事業費 176,835千円
 - (1) 事業継続支援金 880件×200千円＝176,000千円
 - (2) 事務費 835千円



3 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	左の財源内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0	0	0	0	0
今回補正額	176,835	59,447	13,101	0	0	104,287
計	176,835	59,447	13,101	0	0	104,287

4 今回補正予算書対象頁

(単位：千円)

予算書	区分	款	説明	予算額	摘要
6 頁	歳入	国庫支出金	総務費国庫補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	59,447	-
		県支出金	商工費県補助金（事業継続支援給付事業費）	13,101	-
7 頁	歳出	商工費	商工業振興費（需用費、役務費、使用料及び賃借料、緊急経済対策事業継続支援金）	176,835	-

5 担当課 産業振興部 商工雇用政策課

事業内容【個別表】

1 事業名 新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮要請協力金（第3期）

2 事業概要

長崎県の新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象とした協力金について、8月25日に発表された「県独自の緊急事態宣言の延長」により要請期間が9月12日まで再延長されたことから、期間延長に伴う協力金（第3期）を支給するため、営業時間短縮要請協力金48,300千円を追加計上する。

【1】新型コロナウイルス感染症対策に係る営業時間短縮要請協力金 48,300 千円

① 営業時間短縮要請協力金の内容

(1) 対象要件

要請期間 （9月7日～9月12日） の全期間で営業時間の短縮に協力いただいた店舗

(2) 支給額（国が定めた基準による）

<中小企業等>

1日あたりの売上高（※）	協力金の支給額（1日あたり）
83,333円以下	25,000円
83,333円超～250,000円未満	1日の売上高（※）の3割
250,000円以上	75,000円

（※）前年度または前々年度の売上高

<大企業>（中小企業等でもこの計算方法を選択可能）

1日あたりの売上減少額の40%（1日最大20万円）

(3) 事業費

<中小企業等>

- ・ 83,333円以下 192店舗×25,000円×6日＝28,800,000円
- ・ 83,333円超～25万円未満 23店舗×75,000円×6日＝10,350,000円
- ・ 25万円以上 7店舗×75,000円×6日＝ 3,150,000円

<大企業>

- ・ 5店舗×200,000円×6日＝6,000,000円

(4) 負担割合：国8/10、県2/10

【長崎県の要請内容】

要請内容	午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業（午後7時以降の酒類の提供）を行わないよう要請 ※ながさきコロナ対策飲食店認証制度の認証店舗については、午後9時まで（酒類提供午後8時まで）
要請期間	令和3年8月10日（火）～9月12日（日） 34日間 ※8月25日に発表した県独自の緊急事態宣言の延長により9月12日まで再延長 （当初要請：8月23日まで、延長：9月6日まで）
対象区域	県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの） <対象施設例> 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス等 （宅配、テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートインスペース等は除く）

3 事業費及び財源内訳

（単位：千円）

区分	事業費	左の財源内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源
補正前の額	226,269	0	226,269	0	0	0
今回補正額	48,300	0	48,300	0	0	0
計	274,569	0	274,569	0	0	0

4 今回補正予算書対象頁

（単位：千円）

予算書	区分	款	説明	予算額	摘要
6頁	歳入	県支出金	商工費県補助金 （時短協力金支給事業費）	48,300	-
7頁	歳出	商工費	商工業振興費 （営業時間短縮要請協力金）	48,300	-

5 担当課 産業振興部 商工雇用政策課

